

見附市告示第61号

見附市老朽危険空き家等対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

見附市長 久住時男

見附市老朽危険空き家等対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市老朽危険空き家等対策支援事業補助金交付要綱（平成28年見附市告示第109号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市特定空家等対策支援事業補助金交付要綱

第1条中「老朽危険空き家等」を「特定空家等」に改める。

第2条第1号中「空き家等」を「空家等」に改める。

第3条の見出し中「空き家等」を「空家等」に改め、同条各号列記以外の部分中「空き家」を「空家」に、「補助対象空き家等」を「補助対象空家等」に改め、同条第1号中「見附市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年見附市規則第42号）」を「見附市空家等の適正管理に関する条例施行規則（令和3年見附市規則第 号）」に、「老朽危険空き家等認定基準」を「特定空家等認定基準」に、「老朽危険空き家等」を「特定空家等」に改める。

第4条第1号中「補助対象空き家等」を「補助対象空家等」に改め、同条第3号中「見附市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年見附市条例第17号）」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に改める。

第5条中「補助対象空き家等」を「補助対象空家等」に改める。

第6条ただし書中「空き家等所在地」を「空家等所在地」に改め、同条第1号中「補助対象空き家等」を「補助対象空家等」に改める。

第8条中「老朽危険空き家等対策支援事業補助金交付申請書」を「特定空家等対策支援事業補助金交付申請書」に改める。

第9条中「老朽危険空き家等対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書」を「特定空家等対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書」に改める。

第10条第1項中「老朽危険空き家等対策支援事業変更（中止）承認申請書」を「特定空家等対策支援事業変更（中止）承認申請書」に改め、同条第2項中「老朽危険空き家等対策支援事業変更（中止）承認通知書」を「特定空家等対策支援事業変更（中止）承認通知書」に改める。

第12条中「危険空き家等」を「特定空家等」に、「老朽危険空き家等対策支援事業実績報告書」を「特定空家等対策支援事業実績報告書」に改める。

第13条中「老朽危険空き家等対策支援事業補助金交付額確定通知書」を「特定空家等対策支援事業補助金交付額確定通知書」に改める。

第14条中「老朽危険空き家等対策支援事業補助金交付請求書」を「特定空家等対策支援事業補助金交付請求書」に改める。

第16条第2項中「老朽危険空き家等対策支援事業補助金返還命令書」を「特定空家等対策支援事業補助金返還命令書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先） 見附市長

私もしくは当相続財産法人は、下記の空家等所在地の土地について売却見込みがないことを誓約します。

記

1. 空家等の所在地 新潟県見附市

2. 申請者
住 所

氏 名

（相続財産法人の場合は法人名及び代表者名）

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

特定空家等対策支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 見附市長

申請者 住 所

氏 名

(相続財産法人の場合は法人名及び代表者名)

電 話 ー

特定空家等対策支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、特定空家等対策支援事業補助金の交付を申請します。

記

空家等の所在地	新潟県見附市
補助対象工事費	円（消費税込） （空家所在地の土地の売却費を控除する）
交付申請額	円 補助対象工事費の2分の1の額で50万円が上限額 （1,000円未満切捨て）
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- (1) 空家等の位置図（住宅地図等）
- (2) 補助対象工事費の見積書
- (3) 土地の売却費の見積書（土地の売却見込みのある場合）
- (4) 納税証明書
- (5) 世帯全員分の所得証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第3号を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

見附市長

印

特定空家等対策支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定空家等対策支援事業補助金については、特定空家等対策支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付	交付決定額	円 補助対象工事費の2分の1の額で50万円が上限額 (1,000円未満切捨て)
		交付条件	(1) 補助金の交付対象となる工事内容は、年 月 日付けの補助金交付申請書のとおりとする。 (2) 当該工事の内容を変更し、又は中止する場合は、変更(中止)承認申請書を提出すること。 (3) 当該整備を完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
	不交付	理由	

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第10条関係）

特定空家等対策支援事業変更(中止)承認申請書

年 月 日

(宛先) 見附市長

申請者 住 所

氏 名
(相続財産法人の場合は法人名及び代表者名)

電 話 ー

年 月 日付け（第 号）で補助金交付決定を受けた特定空家等対策支援事業について変更(中止)したいので、特定空家等対策支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

空家等の所在地	新潟県見附市
変更(中止)の内容	
変更(中止)の理由	

添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不用）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

見附市長

印

特定空家等対策支援事業変更(中止)承認通知書

年 月 日付けで変更(中止)承認申請のあった特定空家等対策支援事業補助金については、特定空家等対策支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり承認をしましたので通知します。

記

決定内容	変更の承認・中止の承認	
変更内容	交付決定額	円 補助対象工事費の2分の1の額で50万円が上限額 (1,000円未満切捨て)
	交付条件	(1) 補助金の交付対象となる工事内容は、年 月 日付けの変更承認申請書のとおりとする。 (2) 当該工事の内容を変更し、又は中止する場合は、変更(中止)承認申請書を提出すること。 (3) 当該整備を完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第12条関係）

特定空家等対策支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 見附市長

申請者 住 所

氏 名

（相続財産法人の場合は法人名及び代表者名）

電 話 ー

年 月 日付け（第 号）で補助金交付決定を受けた特定空家等対策支援事業が完了したので、特定空家等対策支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

空家等の所在地	新潟県見附市
補助対象工事費	円（消費税込） （空家所在地の土地の売却費を控除する）
交付決定額	円

添付書類

(1) 支払金額を証する書類（請求書及び領収書[※]）の写し

※ 補助金の交付後に支払いをする場合は、支払完了後、速やかに領収書の写しを提出することとする。

(2) 完了写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第13条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

見附市長

印

特定空家等対策支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった特定空家等対策支援事業補助金について、特定空家等対策支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
補助金確定額	円
備考	

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第14条関係）

特定空家等対策支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 見附市長

申請者 住 所

氏 名

（相続財産法人の場合は法人名及び代表者名）

電 話 ー

年 月 日付け（第 号）で額の確定通知のあった特定空家等対策支援事業補助金について、特定空家等対策支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	円							
補助金振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合							支店 支所
口座番号	普通・当座							
フリガナ								
口座名義人								

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

見附市長

印

特定空家等対策支援事業補助金返還命令書

年 月 日付けで補助金交付額確定通知をした特定空家等対策支援事業補助金について、特定空家等対策支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じますので、期限までに必ず返納してください。

記

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	第 号
交付年月日	年 月 日
既 交 付 額	円
返 還 命 令 額	円
返 還 期 限	年 月 日 まで
返 還 方 法	
返 還 命 令 理 由	

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。